

諮問日：令和2年7月20日（令和2年度（最情）諮問第12号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第46号）

件名：特定人が日本国外に出国したことに關して作成し，又は取得した文書の不開示判断（不存在）に關する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定日頃に特定人が日本国外に出国したことに關して作成し，又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に關する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和2年6月10日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定人は特定日の午後10時頃（日本時間）から特定の外国で記者会見をして，法務大臣が翌日午前0時40分頃から特定人の記者会見に反論するために臨時記者会見をしていたことからすれば，本件開示申出文書は，同日時点ではまだ廃棄されていなかったといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は，本件開示の申出に係る特定日頃に特定人が日本国外に出国したことに關して，裁判所に対する批判等を述べる趣旨が記載されている文書を複数受け付けた。当該文書は本件開示申出の対象文書となり得ると考えられるが，担当部署である事務総局刑事局では，上記文書を裁判所法82条に基づく

不服としては取り扱わず、苦情として処理し、その後は事務処理上使用することが予定されていないことから、事務処理上必要な期間が満了したとして速やかに廃棄した。

したがって、対象文書は廃棄済みであり、最高裁判所には対象文書は存在しない。

- 2 なお、刑事局においては、最高裁判所が受け付けた裁判所に対する不服等を述べる趣旨が記載された文書であって、刑事局が担当部署となるもののうち、裁判所法 82 条に基づく不服として取り扱わずに苦情として処理した文書については、「標準文書保存期間基準（保存期間表）（刑事局第一課，第二課，第三課）」の 17 の(1)の類型にある「投書」としては取り扱っていない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 7 月 20 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 12 月 18 日 審議
- ④ 令和 3 年 1 月 22 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、特定日頃に特定人が日本国外に出国したことに関し、最高裁判所において、裁判所に対する批判等を述べる趣旨が記載されている文書を複数受け付けたが、担当部署である事務総局刑事局では当該文書を裁判所法 82 条に基づく不服としては取り扱わず、苦情として処理し、その後は事務処理上使用することが予定されていないことから、速やかに廃棄したとのことであり、このことは、当委員会庶務を通じて改めて確認した結果からも認められる。

苦情申出人は、特定人や法務大臣が行った記者会見を理由として、本件開示申出文書はまだ廃棄されていなかったといえる旨主張するが、上記記者会見が

行われたことが、最高裁判所において、本件開示申出時点で何らかの本件開示申出文書を保有していたことの根拠になるとはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

なお、最高裁判所事務総長が説明する上記第4の2の取扱いについては、公表されている保存期間表の記載に即した管理が望まれる旨付言する。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子